

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の概要

【背景】

○ 会計検査院 平成27年度決算検査報告（2016年（平成28年）11月7日）（抄）

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、余裕資金の額を把握した上で、当該余裕資金の有効活用として、適時に国庫に納付したり、預金保険機構の財務の健全性を維持するために活用したりするため、必要な制度を整備するなど抜本的な方策を検討するよう意見を表示したもの

○ 衆議院本会議 平成27年度決算に関する議決（2017年（平成29年）6月8日）（抄）

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定については、多額の利益剰余金が生じていることから、余裕資金の有効活用のため、適時に国庫納付したり、預金保険機構の財務の健全性維持に活用したりできるような制度を整備することも含め、その取扱いを早急に検討すべきである。

○ 参議院決算委員会 平成27年度決算審査措置要求決議（2017年（平成29年）6月5日）（抄）

政府は、金融機能早期健全化勘定における利益剰余金について、今後見込まれる必要な資金を把握し、残りの資金については適時の国庫納付や預金保険機構の財務の健全性確保のために活用することなどを早急に検討すべきである。



【本法案の内容】

○ 適時の国庫納付 関係

預金保険機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日前において、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができることとする。

○ 預金保険機構の財務の健全性を維持するための活用 関係

預金保険機構は、金融再生業務の終了の日又は金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることができることとする。

（注）2019年度（平成31年度）予算において、金融機能早期健全化勘定における利益剰余金のうち8千億円を国庫に納付する予定。